

令和4年神審第5号

裁 決

作業船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年11月19日10時47分僅か前

若狭湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

モーターボートB

総トン数	16トン	2.9トン
登録長	14.75メートル	6.45メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	636キロワット	147キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪を、その左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、右舷側に魚群探知機及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、調査員2人を乗せ、福井県の沿岸13か所の水質調査の目的で、船首0.9メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年11月19日06時00分同県小浜港を発し、同港北東方沖合の5か所の調査地点に向かった。

a受審人は、前示5か所での調査を終え、小浜港西方沖合の6か所目の調査地点に向かうこととし、調査員2人を操舵室の後部及び船尾甲板にそれぞれ座らせ、自身は舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で若狭湾を西行し、09時47分僅か前常神岬灯台から041度（真方位、以下同じ。）1.74海里の地点で、針路を250度に定めて自動操舵とし、12.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させて操船に当たり、若狭湾を続航し、10時34分半僅か前鋸埼灯台から355.5度3.46海里の地点に達したとき、周囲に他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催し、椅子に腰掛けた姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって手動操舵で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく進行した。

こうして、a 受審人は、椅子に腰掛けたままの姿勢で操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、10時44分鋸埼灯台から323度3.48海里の地点に至ったとき、正船首1,090メートルのところにBが存在し、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、Bを避けることなく続航し、10時47分僅か前鋸埼灯台から314.5度3.69海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に前方から88度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部右舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えたFRP製モーターボートで、有効な音響信号を行うことができる手段を講じないまま、b 受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首尾0.9メートルの等喫水をもって、同日06時08分小浜港を発し、同港北方沖合の釣り場に向かい、06時40分釣り場に到着して釣りを行った。

b 受審人は、釣果がなかったことから釣り場を移動することとし、08時10分前示釣り場を発進し、小浜港北西方沖合の釣り場に至り、08時50分前示衝突地点付近で、船首を南南東方に向けて機関を停止し、重さ4.5キログラムの唐人錨を水深約55メートルの海中に投じ、同錨に長さ2メートル重さ8キログラムのチェーンを取り付け、同チェーンに連結した径8ミリメートル長さ200メートルの合成繊維製ロープの錨索を約75メートル延出し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないで錨泊を開始した。

b 受審人は、右舷船尾で立った姿勢で釣りを行っていたところ、10時43分少し過ぎ左舷正横方1,400メートル付近に西行する

Aを初認し、10時44分衝突地点で、船首が158度を向いていたとき、同船が左舷船首88度1,090メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のAが錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、注意喚起信号を行うことも、更に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、錨泊を続けていたところ、10時46分少し前左舷正横方400メートル付近にAを認め、接近する同船に衝突の危険を感じ、両手を振って大声を発したものの、効なく、Bは、船首が158度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首及び左舷船尾外板に擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、船尾及び操舵室後部に圧壊を生じ、のち廃船処理された。

#### (航法の適用)

本件は、若狭湾において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法及び港則法の適用海域でないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、若狭湾において、航行中のAが、居眠り運航の防止措置が不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、

Bが、動静監視不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、若狭湾において、小浜港西方沖合の調査地点に向け、椅子に腰掛けた姿勢で自動操舵によって航行中、周囲に他船を見掛けなかった安心感から気が緩み、眠気を催した場合、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって手動操舵で操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに同人は、これまで操船中に居眠りをしたことがなかったため、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢のまま操船を続けるうちにいつしか居眠りに陥り、前路で錨泊中のBを避けずまま進行して衝突を招き、A、B両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、若狭湾において、釣りのため錨泊中、左舷正横方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAが錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、注意喚起信号を行うことも、更に接近しても、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて衝突を招き、A、B両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年7月20日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広